

【当日出された意見等】

項番	経営課題	意見内容	回答	担当課
1	1-2 1-1	地域活動協議会や町会活動において、担い手の固定化・属人化が進み、新たに参加しようとする住民、特に若い世代や子育て世代が入りにくい。また、役員への負担集中や第三者的な視点が入りにくいことから活動の持続性や開かれた地域運営に課題があると感じている。こうした中で、提案として、 ①こども・若者の居場所づくりの推進として、放課後に自習や交流ができる居場所を、地域施設や未利用施設を活用して整備し、「活動参加」ではなく、まず地域と関わる入口を増やすことが重要。 ②町会に負担を集中させない仕組みづくりとして、居場所運営を町会任せにせず、NPO・学生・企業・ボランティア等、多様な主体が関われるよう行政によるコーディネートを求める。 ③行政による後方支援の強化として、補助金、運営人材支援、ICT活用や事務負担軽減など、地域活動を継続できる支援体制の充実を期待。 これらによって、めざす姿として、町会活動への参加を求める前に、誰でも気軽に立ち寄れる地域の入口を増やし、結果として新たな担い手育成につながる地域運営をめざす。 また、地域活動を「役員になる人」で支えるのではなく、「まず居場所に来る人」を増やす視点が必要。	「こども・若者の居場所づくりの推進」や「町会に負担を集中させない仕組みづくり」等、さまざまなご提案ありがとうございます。 区役所としても、地域の皆さんと一緒に考えながら、また、関係部署等とも連携しながら、新たな担い手育成につながるよう支援してまいります。	地域課（地域）
2	2-1	パパ向け講座について、世代によって育児への理解度や協力度に差があることから、育児が男女共同の作業であることの周知が必要。また、第一子のパパに対して、後悔のない夫婦生活や育児生活、大切な命のためにという理解・意識の向上に向けて妊婦さんのケアの大切さ、出産後の協力の大切さについての啓発が必要。	パパたちは、さまざまな思いを持っておられると思います。 「パパ向け講座」参加者の反応等を見ながら、父親の育児参画について、理解を深めるとともに具体的な行動につながるよう、いただいたご意見も参考にしながら、効果的な啓発方法を検討してまいります。	保健福祉課（保健子育て）
3	2-1	パパ向け講座に関して、パパに向けて何をしたら良いかが分かればできることがあるかもしれないことから、妊娠から出産後のママの気持ちや意見を伝えるリーフレット等で啓発することも必要。		
4	2-1	ネウボラの体制の充実の中で、育児不安以外にも、対象者自身の健康を含めた悩みや相談といった視点もあるといいと感じた。	子育てに関する困りごとにとどまらず、子育て家族にとって健康づくり全般において安心して気軽に相談していただける取組みに努めてまいります。	保健福祉課（保健子育て）
5	2-2	青少年育成推進事業の項目に関して、青少年の育成に係る取組の支援や大会等に対して評価の機会はどんな機会があるのか知りたい。	青少年育成推進事業では、青少年指導員や青少年福祉委員、区PTA協議会をはじめとした区内各関係団体等と連携し、「二十歳のつどい」「青少年育成区民大会」「高校等進学説明会」などを開催（共催）しています。これらの取組については、参加者や従事者に対してアンケートを実施することで、各取組の評価をしていただくとともに、課題や改善点の抽出等も行い、次回開催に活かしています。	保健福祉課（教育）
6	2-3	不登校支援について、こども一人ひとりにあった学び方や安心して過ごせる居場所の確保という視点から支援を進めていくことが重要と考えている。学校以外の学び・居場所の充実にもけて、学校復帰のみを目的とするのではなく、教育支援センター、フリースクール、地域活動拠点など、多様な学びや居場所の選択肢について、区として分かりやすく周知し、必要とする家庭へ適切につながる仕組みづくりが必要。	不登校児童生徒への支援については、その要因が多様化・複雑化しているため、児童生徒一人ひとりに応じたアプローチや対応が求められていると考えています。そのため、令和8年度からは、登校支援、教室や学校内の居場所での児童生徒の見守り、学校外の居場所への付き添いなど、幅広い業務を担うサポーターを学校に派遣する事業を実施していくこととしています。 現在、東淀川区では、区内で運営されている「こどもの居場所」（但し、掲載の許可をいただいているところ）について、区HPに掲載しております。今後は、こども青少年局や教育委員会事務局等から情報収集を行いながら、さまざまな学びの場や居場所について、わかりやすく情報提供できるよう、検討してまいります。	保健福祉課（教育）
7	2-3	不登校が増えている中で、以前より不登校をなくす取組みが地域で行われているが、こうした取組みが教育水準のレベルアップにもつながっていくと思う。不登校をいかにしてなくすかというのを考えていく必要がある。		

【当日出された意見等】

項番	経営課題	意見内容	回答	担当課
8	2-3	教育行政連絡会の非公開部分について、東淀川区では校長経営戦略予算協議の非公開とする運用が継続しているが、大阪市他区では、同様の協議を公開で実施している例が、大阪市の公開資料から複数確認される。また東淀川区においても、同会議の傍聴要領が公示された令和 5 年以前では同会議は公開協議されていたことが確認されている。大阪市情報公開条例第7条4号の規定は、意思形成過程が不当に損なわれるおそれがある場合に限り例外的に非公開を認める規定であるが、その要件は主観的、抽象的な可能性ではなく、どの情報が誰に対してどのような支障が生じ、なぜそれが不当と言えるのかを個別、具体的に説明できることである。他区においては支障なく公開可能な協議が、令和5年以降の東淀川区においては支障があるとされる非公開とする判断の根拠について、条例第7条 4 号の規定の要求の水準に足るよう、非公開としたすべての事案について、個別、具体的な説明を求める。	教育行政連絡会の開催前に、議案ごとに公開もしくは非公開とする決裁をしており、大阪市情報公開条例第 7 条第 4 号に基づき、非公開とした内容及び理由は次のとおりです。 ・令和 5 年度第 3 回：「校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）について」は、予算要求前に、令和 7 年度実施事業案を検討する内容であり、未成熟な情報が公開される懸念があったため。 ・令和 6 年度第 1 回：「校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）について」は、予算要求前に、令和 7 年度実施予定事業を提案し、意見交換する内容であり、未成熟な議論が公開される懸念があったため。 ・令和 6 年度第 2 回：「令和 7 年度校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）について」「令和 8 年度以降の校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）事業にかかる検討について」は、予算要求前に、事業の検討経過及び今後の進め方について提案し、意見交換する内容であり、未成熟な議論が公開される懸念があったため。 ・令和 6 年度第 3 回：「令和 8 年度以降の校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）事業にかかる検討について」は、予算要求前に、令和 8 年度に向けての方向性等を提示する内容であり、未成熟な情報が公開される懸念があったため。 ・令和 7 年度第 1 回：「令和 8 年度校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）の取組みについて」は、予算要求前に、校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）の再構築に係る提案、意見交換を行うものであり、未成熟な情報が公開される懸念があったため。 ・令和 7 年度第 2 回：「令和 8 年度校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）の取組について」は、契約に向け、仕様書作成に係る意見交換を行うものであり、意思決定の中立性が損なわれる懸念があったため。 なお、令和 5 年度第 2 回以前も、議案ごとに公開もしくは非公開とする決裁をしたうえで、公開開催していましたが、会議中に急遽非公開情報を扱うこととなった場合は、大阪市情報公開条例第 7 条に基づき、非公開とする可能性はありました。	保健福祉課（教育）
9	2-3	本部会は区の教育会議の開催を兼ねているので併せて述べる。東淀川区教育会議開催要綱は公開の会議を通じて、教育行政の透明性を確保する制度趣旨であると理解している。大阪市分権型教育行政の実施整備としてこの会議が発足した年度以降、東淀川区では区担当教育次長が、区政会議部会がこれを兼ねる運用だが、部会では教育関連事項は議題の一部にとどまり、部会会議の構成の大部分が非公開のワークショップであるため議事録が記載される委員の意見を集約するプロセスは必然的に限定される現状である。この運用で、区担当教育次長が公式に招集した区教育行政を主たる議題とする透明性が確保された公開会議の開催として適正に実施されていると区が判断しているのであれば、その根拠となる条文および解釈を明示し、ご説明いただきたい。	区教育会議は「東淀川区教育会議開催要綱」に基づき開催しており、区の教育の振興に係る施策や事業、またこれらに関連する施策や事業に対して、保護者及び地域住民その他の関係者等の意見を反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聞くため開催しています。（要綱第 1 条） また、第 2 条に区政会議との関係について記載していますが、東淀川区では、区政会議教育・健康・福祉部会において、委員の皆様の活発な議論により、教育及び教育に関連する施策及び事業について、さまざまなお質問・ご意見を聴取できること、同様の目的・内容の会議を重複開催せず委員となる地域や保護者の方々の負担軽減を図る趣旨から区教育会議を兼ねて開催しています。 ワークショップについては、委員の皆様から自由に意見を出してもらうために非公開としており、その後の公開部分では、委員一人ひとりからワークショップでの議論をふまえ整理された内容として、意見を報告いただき、それに対して区役所から回答しております。 以上のことから、適切な運営であると考えています。	保健福祉課（教育）
10	3-1	（広報紙等を活用した啓発活動について）認知症に限定しているが、それ以外の高齢者にまつわる理解を深めることも対象に入れるとよいのではと感じた。骨折や事故防止といった高齢者にまつわるよくある知識の提供など。	高齢者でも障がい者でも、地域で安心して暮らし続け、社会参加ができるよう、認知症に限らず高齢者や障がい者等の正しい理解を深めるための啓発活動等を行ってまいります。 また、介護予防に資する住民主体の体操・運動等の通いの場として、百歳体操が身近な場所で開催・継続できるよう必要な物品の貸出やリハビリテーション専門職を派遣するとともに、広報紙で啓発する等取組んでおり、今後も継続してまいります。	保健福祉課（保健福祉）

【当日出された意見等】

項番	経営課題	意見内容	回答	担当課
11	3-1	認知症対策も大切だが、独居高齢者への見守りサポートの強化も重要。地域福祉コーディネーターは各地域に一人しかいないと聞いて、体制として回りきらないのではとの印象をもった。取組みの強化をお願いしたい。	大阪市では平成27年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」に取り組んでおり、東淀川区では東淀川区社会福祉協議会に委託し、福祉専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置した「見守り相談室」を設置しています。見守り相談室は、行政・地域の要援護者情報を活用し、地域の見守り活動の推進支援、孤立世帯等を支援につなぐ専門対応、認知症高齢者等の行方不明時に登録情報を関係事業者へ共有して早期発見を図る対応を一体的に行っています。地域福祉コーディネーターは、「見守り相談室」と連携し、要援護世帯の情報収集や見守りを実施しています。地域福祉コーディネーターの体制・取組みの強化について、予算上の制約があり、難しいところではありますが、相談件数等の実績等を考慮して、今後、必要に応じて、活動時間や日数について、検討してまいります。	保健福祉課（保健福祉）
12	3-1	保険証や母子健康手帳のコピーに服薬内容や持病の内容がわかるものをひとまとめにして救急時の医療情報のキットとして、冷蔵庫に入れておくといった取組みが他の自治体で行われていると聞いた。東淀川区でも同様の取組みをできないか。	東淀川区では、要援護者の見守りへの支援の一環として「救急カプセル」の配付を行っています。救急車を呼んだ時などの緊急時、本人が病状などを説明できない場合に備えて、かかりつけ病院や持病などの情報をペットボトルなどで作成したカプセルに入れ、冷蔵庫の中で保管します。救急隊が駆け付けた際、カプセルの内容を確認し必要に応じて医療機関と連絡・連携し、迅速な救急活動に役立てます。また、救急隊が駆け付けた際に救急カプセルを直ぐに発見するために、救急カプセルシール（「救急カプセル」と記載したシール）を 3 枚お渡しし、玄関ドアの内側、冷蔵庫等（保管場所）、救急カプセル（本体）の 3 か所に貼っていただいています。	保健福祉課（保健福祉）
13	3-3	生活のお困りごと相談窓口「くらしのみのり相談窓口」の認知度をあげるためにも、小中学校で活用されているミマモルメでの周知によって、その世代に情報伝達できるのではないか。	学校で使用されるアプリ「ミマモルメ」は学校ごとに運用が異なるほか、緊急連絡や学校行事の案内が優先されるため、必ずしも継続的な発信ができない場合がありますが、くらしのみのり相談窓口の情報を子育て世帯へ届ける方法として、「ミマモルメ」での周知は効果が期待できると考えますので、教職員の業務負担を増やさないことを前提に、実施の可否や運用方法を検討してまいります。また、引き続き、市ホームページ、公共施設掲示、SNS、関係機関からの案内なども併用し、より広く周知を行います。	保健福祉課（保健福祉）
14	3-4	乳幼児健診時に保護者に対して自身の健康についての認識をもっていただくようにしてほしい。この時に予約なしがん検診のリーフレットや案内をすぐに目に付くところに置くなどの対応をお願いしたい。また、がん検診の受診率の向上といった点を評価指標に実数として挙げて、前年度より受診率が向上するよう数値で示すとわかりやすい評価になるのではないか。	乳幼児健診時に、「自分のために、大切な人のために　がん検診を受けましょう」チラシを配付しがん検診の受診勧奨を行っています。また、乳幼児健診開始前に、保健師よりがん検診と受動喫煙についての説明を行っています。いただいたご意見を踏まえまして、令和 8 年度は新たに「令和 8 年度大阪市がん検診ガイドブック」を乳幼児健診時に配付し、がん検診の重要性を訴求してまいります。また、評価指標につきましては、いただきましたご意見を参考に次期将来ビジョンの評価指標と連動する令和 9 年度運営方針において、がん検診の受診に関連した指標に見直してまいります。	保健福祉課（保健子育て）
15	3-4	会社員ではない母親の健康診断として、40歳以降で、こどもの1歳児健診時と同様に母親も受診できるようにしてほしい。	大阪市のがん検診につきましては、大阪市内に住民票があり、ご加入の健康保険や勤務先等で同等の検診（検査）を受診する機会がない場合などに受けていただくことができます。実施場所は、区役所 2 階東淀川区保健福祉センターもしくは区内取扱医療機関でも受診いただけます。詳しくは、令和 8 年 3 月号東淀川区広報紙に掲載させていただいておりますので、引き続き周知啓発に努めてまいります。なお、乳幼児健診とがん検診・特定健診の実施場所については、資器材等の関係から同じ保健福祉センター内で実施していますので、同時開催はできかねます。	保健福祉課（保健子育て）

【当日出された意見等】

項番	経営課題	意見内容	回答	担当課
16	4-3	4月から自転車運転の厳罰化がスタートする中にあたって、現在淡路駅周辺などは自転車道に不法駐車が目立っている。歩道にも自転車が止まっていて、いったいどこを走ればいいのかという状況になっており、これらを改善してほしい。また16歳以上が対象であるが、国民に変更点を啓蒙できるように今年度の重点的な周知について予算に挙げてほしい。	いただきましたご意見については、自転車撤去等の対策への反映のため道路管理者である建設局とも共有してまいります。また、自転車に対するいわゆる「青切符」導入について、当区では、令和 7 年度、啓発用の予算を活用して、自転車に対するいわゆる「青切符」導入に関する啓発ポスターを作成して市政掲示板及び地域の掲示板に掲出した外、区役所にて啓発チラシの配架を行ったところです。令和 8 年度は、官民連携先の専門学校等と連携して啓発動画を作成する等、新しい手法も取り入れながら、自転車適正利用への意識向上のための啓発に努めてまいります。	地域課（安全まちづくり）